

駒澤大学法科大学院主催・第7回市民ロースクール 法科大学院棟2015.12.05

恐怖と安全

—国家安全保障法制と積極的平和主義—

駒澤大学法科大学院

日笠完治

安全保障関連法案に関する 憲法学者の意見をどう思いましたか？

Question

2015(平成27)年6月4日の衆議院憲法審査会における3人の憲法学者の安全保障関連法に関する意見は、意外だったでしょうか？それとも、当たり前だと考えたでしょうか。

—従来の質問は、「あなたは護憲派ですか、それとも改憲派ですか？」というものでした。

・憲法を研究する者としては、質問される方は一体何を求めているのか、あるいは、どのくらい憲法に関する知識を持っているのか、さらには、単に政治的な敵味方の選別をしようとしているのか、途方にくれるものでした。

今回は改憲か護憲かという政治問題ではなく 憲法解釈の問題です

◎ 日本国憲法の三大基本原則の一つである「平和主義」について、憲法は、**前文・第9条・第98条第2項**で規定しています。これらの規定は、現に生きた憲法として国家権力を拘束する規範力・妥当性・相当性を持っています。(立憲主義)

- 前文は、**積極的平和主義**を規定しています。
- 第9条は、**戦争の放棄**を規定しています。
- 第98条第2項は、**国際法規・条約の遵守**を規定しています。

憲法学者は、憲法9条をどのように解釈しているのでしょうか？

多数説（2項重視説）－反対説もあります

①第9条第1項で国際平和のために「**侵略戦争**」を放棄している。→自衛戦争までは放棄していない

②第9条第2項で、そのために、「**戦力の不保持**」を規定している。→従って、自衛戦争のための戦力も保持できない

◎**戦力の定義（狭義説）**→戦力とは、外敵の攻撃に対して実力を持って対抗し、国土を防衛することを目的として設けられた人的物的手段としての組織体としての軍隊、及び、有事の際に軍隊に転化する程度の実力部隊

◎**自衛戦争の概念**→個別的自衛権に基づく国家の軍事力・武力の行使

なお、自衛戦争を認めているか否かに関連する重要な点は、侵略を侵略と言って戦争を始める国はなく、ほぼ全てが自衛あるいは自国の利益を防衛するための自衛戦争であると正当化した上で、戦争行為・武力行使を行っていることです。そこで、第1項よりは**第2項の「戦力の不保持」というところに重要な意味が存します。**

国家に保持を禁止した戦力に関する政府の定義はどうなっているでしょう

①昭和25年警察予備隊設置時の政府解釈（昭和27年保安隊）

→近代戦争を遂行するに役立つ程度の装備と組織を備えたもの。

②昭和29年自衛隊法成立以降の政府解釈

→自衛権を行使するための実力を保持することは許される。自衛のための必要最小限度の実力は憲法で保持することを禁じられている「戦力」にあたらない。

③昭和47(1972)年の政府見解

→平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、それは、あくまでも外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るため止むを得ない措置として、初めて認容されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。

(武力攻撃事態において個別的自衛権の範囲内であれば、武力不行使原則の例外が認められ、国家は武力を行使できる)

7.1 閣議決定における解釈変更

我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断する

→従来の個別的自衛権に基づく必要最小限の実力行使に、集団的自衛権に基づく必要最小限の実力行使が追加された

軍事力・武力行使の前提となる 自衛権とは何か?(憲法条文はない)

現実: 国際社会は主権国家を単位としている

→それぞれの国家は「**主権国家**」である。よって、自国の主権ないし独立を保持するために、他国から命令・干渉・侵害されない権利としての「**自衛権**」を有する。

→憲法前文には「国家主権」に関連する規定あり

国際法: 国連憲章に根拠付けられる自衛権の種類

→第1に、**個別的自衛権**

→第2に、**同盟権** (個別的自衛権の共同行使→軍事同盟)

→第3に、**集団的自衛権**

国家の個別的自衛権の保有と行使

- ① 個別的自衛権の保有は主権国家に認められる
- ② 個別的自衛権のために、軍隊や武力を持つかどうかは、当該国の主権者が決定する
- ③ 個別的自衛権行使のために軍隊や軍事力を保持する場合は、国際法上の正当化要件を満たせば、軍事力を行使できる＝個別的自衛権の行使

→ 国際法上正当化される「個別的自衛権行使の要件」

- ① 急迫不正の侵害があること
- ② 他に手段がなく防衛行動をとる必要性があること
- ③ 加害行為に対して防衛行動が均衡すること

では、**集団的自衛権**とは何か？

- ・**集団的自衛権は、国連憲章第51条で初めて規定された国家の権利である**

「**国際連盟加盟国に対して武力攻撃が発生した場合、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は**集団的自衛の固有の権利****」（国際連合は集団的安全保障制度であり加盟国がほぼ世界中の国及び地域となった今でも、補充規定として生きている）

・**集団的自衛権の定義に関する解釈**

A説＝自国も武力攻撃をされたに等しい場合に同盟国と協力して防衛する
「**個別的自衛権の共同行使権**」（同盟権に近似する）

B説＝違法の侵略ないし武力攻撃をされた他国を助ける「**他衛権**」

→**通常はB説的に使用。関係ある他国のための「加害国制裁権」となる**

* 軍事同盟とは、二つ以上の国が軍事上の義務を伴う条約を締結した関係である

集団的自衛権を認めた 安全保障関連法の内容を見てみましょう

政府の見解と安全保障関連法

- ① 基本的立場 2014年7月1日閣議決定〔資料1〕
- ② 国際平和支援法2015年9月19日成立〔資料2〕
- ③ 国際安全法制整備法2015年9月19日成立〔資料3〕

【法律の合憲性を見る際の視点】

- ・「必要性に基づく目的の正当性」と「目的達成のための手段の合理性」
- ・制約される人権→公務員である自衛隊員の生命・身体的自由
- ・法執行に伴う国民の自由に対する直接ないし間接的制約の将来的可能性
 - 人身の自由としては、経済的徴兵、奉仕役務、他国攻撃による被害など
 - 精神的自由としては、政府批判の制約、報道や学問教育の統制など
 - 経済的自由としては、国防のための課税、職業や営業の統制など
 - 戦争被害に対する国家賠償請求権の停止ないし中止、平等原則の留保

国家安全保障法制の目的と目的達成のための手段に関する合憲判断基準

【基本的立場】自衛隊員ひいては国民の生命・自由・幸福追求権に関する制約となるから**厳格な判断**を行うべきである(平和的生存権)

①現実的必要性に基づく**目的の正当性**(7.1閣議決定を検討する)

→**世界レベルでの緊張や脅威が発生している**

→**国際社会が我が国に一層積極的役割を期待している**

→日米安全保障体制の実効性を高めることが必要不可欠である

→国際協調主義に基づく「**積極的平和主義**」の下、切れ目のない対応を可能にする国内法整備を行う

→**国民の命と平和な暮らしを守り抜くため必要な国内法整備を行う**

*これらの観念的説明でもって**必要性があると考えますか?**

◎**しかし、国際平和の構築と維持という目的を否定する者は一人もいないであろう。したがって、平和の必要性は人類の共通課題であり、目的の正当性については肯定せざるをえない**→**重要なのは目的達成の手段である**

国家安全保障法制の目的と目的達成のための手段に関する合憲判断

②目的達成のための手段の合憲判断

〔自国防衛〕

(1) **武力攻撃事態**→**個別的自衛権・自衛隊防衛出動**→必要な武力行使、国際法規・慣例遵守で、事態に応じ合理的に必要と判断される限度(自衛隊法88条)=従来通り

* 武力攻撃の段階は、①**予測**(武力攻撃予測事態=防衛出動待機下命)、②**切迫**(武力攻撃事態等=防衛出動下命)、③**着手**(武力攻撃事態等=防衛出動下命)、④**被害発生**(武力攻撃事態)と観念的に分けるが、「**具体的**」にどの段階を武力攻撃事態と認定するかが問題となる

〔他国防衛〕

(2) **存立危機事態**を新たに設定(自衛隊法76条第二号)=我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態→**集団的自衛権・自衛隊防衛出動**→必要な武力行使、国際法規・慣例遵守で、事態に応じ合理的に必要と判断される限度(自衛隊法88条)→条文上は、必要最小限とは明記されていない

* 批判としては、①存立危機事態の定義が不明確、②国民の権利が根底から覆される明白な危険の要件が不明確、③他国の戦争に容喙することになる。④集団的自衛権を認める必要性を支える立法事実がない

国家安全保障法制の目的と目的達成のための手段に関する合憲判断

(3) 重要影響事態 (周辺事態安全確保法を改正して「重要影響事態安全確保法」とした)

→ そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態など、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態である

→ 周辺事態安全確保法の「我が国周辺の地域における」を削除して、地球の裏までを視野に入れる

* 批判としては、要件拡大により米軍の追従となり危険

⇒ 支援対象 ① 日米安保の目的達成に寄与する米軍

② その他の国連憲章目的達成に寄与する外国軍隊

③ これに類する組織

⇒ 対応措置 ① 後方支援活動 (武器の提供を含まないが、戦闘行為発進準備中の航空機への給油整備可能、宿泊、保管、施設の利用、訓練業務が追加) ② 搜索救助活動、③ 船舶検査活動、④ その他必要な措置

⇒ 「一体化」の回避 = 「現に戦闘行為が行われている現場」では実視しない
→ 自衛隊部隊長等は、戦闘行為が行われるに至った場合は、「一時休止」等を行う ⇒ 原則事前の国会承認 → 緊急の必要がある場合は事後承認

* 批判としては、活動範囲が拡大し一体化とみられる危険

⇒ 国際平和支援 (国際平和協力も含む) として、船舶検査活動法の拡充

国際平和協力支援の目的と目的達成のための手段に関する合憲判断

- ①現実的必要性に基づく**目的の正当性**(7.1閣議決定を検討する)
 - 世界レベルでの緊張や脅威が発生している**
 - 国際社会が我が国に一層積極的役割を期待している**
 - 国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、切れ目のない対応を可能にする国内法整備を行う**

- ②**国際平和協力支援のための法的手段の合理性**
 - (1) **国連PKO等協法力の拡充 安全確保・武器使用権限の拡充**
 - (2) **国際平和協法力で、**
 - ①**国際連携平和安全活動の実施**
 - ②**非国連統括型の国際的な平和協力活動の新設**
 - (3) **国際平和支援法で、**
 - ①**国際平和共同対処事態における協力支援活動の実施**

国際平和協力支援の目的と目的達成のための手段に関する合憲判断

(1) 国連PKO等協法力の拡充 安全確保・武器使用権限の拡充

参加5原則→新参加5原則

- 1 紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること
- 2 国連平和維持隊が活動する地域の属する国及び紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動及び当該国連平和維持隊への我が国の参加に同意していること
- 3 当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること
- 4 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収することができること
- 5 武器使用は要員の生命等の防護のための必要最小限のものを基本。受入れ同意が安定的に維持されていることが確認されている場合、いわゆる安全確保業務及びいわゆる駆け付け警護の実施に当たり、自己保存型及び武器等防護を超える武器使用が可能

* 批判として、突発的な事態になる可能性が指定されている

→業務の拡充 ①いわゆる安全確保業務、②いわゆる駆け付け警護、③司令部業務等の追加、④統治組織の設立・再建援助の拡充

→武器使用権限の見直し いわゆる安全確保業務、いわゆる駆け付け警護の実施にあたっては、いわゆる任務遂行のための武器使用を認める

→自衛隊の部隊等が行う停戦監視業務、いわゆる安全確保業務については事前の国会承認が基本

国際平和協力支援の目的と目的達成のための手段に関する合憲判断

(2) 国際平和協力法

① 国際連携平和安全活動の実施

(国際連合平和維持活動) → 参加5原則の拡充

② 非国連統括型の国際的な平和協力活動の新設

(新参加5原則を満たす上で、次のいずれかが存在する場合)

(a) 国際連合の総会、安全保障理事会または経済社会理事会が行う決議

(b) 次の国際機関が行う要請

- ・ 国際連合
- ・ 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合難民高等弁務官事務所その他政令で定めるもの
- ・ 当該活動にかかる実績若しくは専門的能力を有する国際連合憲章第52条に規定する地域的機関又は多国間の条約により設立された機関で、欧州連合その他政令で定めるもの

(c) 当該活動が行われる地域に属する国の要請 (国際連合憲章第7条1に規定する国際連合の主要機関のいずれかの指示を受けたものの限る。)

国際平和協力支援の目的と目的達成のための手段に関する合憲判断

(3) 国際平和支援法で、国際平和共同対処事態における協力支援活動の実施

【国際平和共同対処事態の定義】

- ①国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、
- ②その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、
- ③我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの

【国際平和共同対処事態の協力支援活動の要件】

以下の国連決議(総会または安保理)があること

- ①支援対象となる外国が国際社会の平和及び安全を脅かす事態に対処するための活動を行うことを決定し、要請し、勧告し、又は認める決議
- ②①のほか、当該事態が平和に対する脅威又は平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に関連して国連加盟国の取組を求める決議

→当該活動行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を実施

→例外なき国会の事前承認

→武器の提供を含まない協力支援活動、搜索救助活動、船舶検査活動

→「一体化」の回避(「現に戦闘行為が行われている現場」では実施しない)

→安全配慮規定・実施区域の設定・活動の中断・一時休止に関する規定

* 批判としては、存立危機事態と共に、いわゆる有志連合参加に道を開くのか

安全保障関連法の合憲性審査は 如何に行われるべきか？

憲法学者の多数の見解(憲法学者に対するアンケート)

【憲法学者の学問的傾向】

① 条文に従い厳格解釈を行う立場

② 憲法の条文解釈と従来の政府見解との相剋の下での現実的妥当性に基づく政府見解の法的安定性を重視する立場

→ どちらの立場も、今回の安全保障関連法は、**違憲ないし違憲の疑い**があると判断しました

→ **集団的自衛権は憲法解釈から、論理的に導き出せない**ということになります

③ 憲法解釈を超越して、政治的解釈を行う立場

→ 憲法規範よりも**現実を重視した解釈**を行うべきである

国家安保法制の最大のポイント

論点① 集団的自衛権に基づく武力行使と憲法9条の理念

【武力攻撃事態及び存立危機事態への対処】

→武力行使の新三要件

- (1) 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- (2) これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他の適当な手段がないこと
- (3) 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

【懸念と批判】

- ➡集団的自衛権の行使が、時の政権判断によって、無限定な完全仕様 (full spec) になり、国益に大きな損失を与える可能性が高い
- ➡集団的自衛権は、他国防衛を主眼としており、世界的な武力衝突への道を進め、結果的に国際平和を毀損する可能性が高い
- ➡集団的自衛権の行使要件について、具体的な限定が明確・明白でないため、法的のみならず政治的コントロールが及ばない危険性が高い (死活的法益 vital interest の保護の具体性が明示できない)
- ➡集団的自衛権を行使することにより、国際的に展開し様々な目的を持って活動している多くの国民の安定と生存を危険にさらす可能性が高い

国家安保法制の最大のポイント

論点②重要影響事態における武力行使をする他国軍隊の支援と憲法9条の自衛権

- 個別的自衛権及び日米安保条約を前提にしている
- 米軍のほか、外国軍隊へと支援対象を拡張
- 周辺事態という地域限定を削除
- 一体化回避のための非戦闘地域という概念設定

【疑念と批判】

- ➡「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれ」との要件認定が、時の政権によって恣意的に行われる危険性が高い
- ➡重要影響事態の地域的限定を外すことにより、地球の裏側にまで、自衛隊を派遣することになるが、米軍等への拡大された後方支援活動が、逆に日本の立場に誤解を与える危険性があるのではないか
- ➡後方支援活動といえども、軍事活動としては一体的活動の中に含まれる。それを避けるための「現に戦闘が行われている現場」を除くという説明では、世界は納得せず、他国の反撃的な加害活動を誘発する危険があるのではないか
- ➡個別的自衛権から、文言上可能な説明であっても、実体上は拡張的になっている

国家安保法制の最大のポイント

論点③ 国家安保法制と抑止力の向上

→政府は、北朝鮮のミサイル及び核開発問題、中国の南沙諸島拡張問題、韓国との間での竹島問題や従軍慰安婦問題、ISなど国際テロの勃発など、日本の安全保障環境が厳しくなったので、日米同盟の強化と共に、今回の安保関連法で抑止力が向上し、他国から侵略や武力行使の可能性は減少したと説明する

【疑念や批判】

- ➡安全保障体制を強化すれば、他国もそれに応じた体制を構築し戦力を増強することになる。勢力均衡論は、安全保障政策として、決して抑止力の向上に繋がらないこと、逆に有事を発生した事実を、歴史が証明したではないか
- ➡自衛隊予算の増額、自衛隊員の増員、武力行使のための武器購入・設備増設、エネルギーや資源の備蓄量増加等のコストと安保法制によるベネフィットの分析が国民に説明されていない
- ➡日米安全保障にかかるコスト増、アメリカからの様々な要請を拒絶できず、政治も経済もアメリカのコントロール下に置かれ、主権的な活動に支障をきたさないか
- ➡非軍事的な交渉で安全保障の向上を図るのが筋ではないか

国際平和協力支援法制のポイント

【日本の覚悟】

- 軍事的国際貢献を果たして、普通の先進国になりたい
- 国連の安全保障理事国入りを果たして、世界のリーダーの道を歩みたい
- 非軍事的な国際平和協力では、国力から見て不足しているとの批判がある

【疑念と批判】

論点① 国際平和支援法と国際平和共同対処事態

- 自衛隊は、多国籍軍のみならず有志連合と共に国際平和支援活動を行うのか。
集団的自衛権とは別に国際警察国家として活動する哲学と実力はあるのか。これ以外の方法について考えられないのか

論点② 国連非統括型の国際連携平和安全活動

- 集団安全保障体制をとる国連自体の弱体化に繋がらないか
- 支援活動の拡大、一体化の疑念、自衛隊員の危険をどの程度配慮できているか

論点③ 自衛隊の規模・予算の増額と国益

- コストとベネフィットのバランスは考えられているのか
- 国際問題の深刻さに目をとらわれ、国内の格差問題などへの目隠しになっていないか

個人レベル及び国家レベルにおける 恐怖と安全

ヒトの生物学的反応という観点から恐怖反応を分析すると

【個人レベル】→個体として

- ・恐怖に関する反応は、自己保存本能に基づく
- ・恐怖に対して、過剰・過度に反応する
- ・恐怖に対して、事実の確認を無視する思い込み反応が優位となる
- ・恐怖に対して、時間のかかる知性理性活動よりも、反射的な感情反応が優位となる

【国家レベル】→社会的動物として

- ・恐怖は、同胞社会や他者との共生文化を破壊する
- ・恐怖は、社会を束ねるリーダーないし独裁者を希求する
- ・恐怖は、世界平和を毀損する危険性を常に孕む

→この人間特性を理解して、国家安全法制を考えなければならない

→個人であっても国家であっても、恐怖を煽ることは、人間の知性や理性を狂わせ、生存の危険を増幅するということを忘れはならない

→個人の恐怖感を国家の恐怖と連動させてはならない。個人と国家の同調は、過度の防御・攻撃反応という不幸をもたらす(国家は恐怖を乗り越え常に冷静な判断を行う責任を有する)

個人レベル及び国家レベルにおける恐怖と安全

ヒトの生物学的反応という観点から安全感覚を分析すると

【個人レベル】＝恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想

→欲求充足か良好な人間関係によって達成される

- ・安全とは、自分の身の上には不幸や不安がないこと
- ・安全とは、攻撃をされないほどの無防備であること
- ・安全とは、他者を寄せ付けけない威嚇的な防御ができること
- ・安全とは、近隣の人との良好な信頼関係にあること

【国家レベル】＝平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼する

→国家の安全は他国との協調関係によって達成される

安全とは、自国内において格差や差異に起因する紛争や大きな不満がないこと

安全とは、自国の経済が国際的に安定していること

安全とは、世界各国の人・文化との相互信頼的交流があること

安全とは、政治的決定が穏やかで良識と民意に支えられていること

→安全感覚からすると、軍事的な勢力拡張論や勢力均衡論(Balance of Power)を過度に強調することは、国家レベルにおける安全達成手段としては危険である＝全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する

積極的平和主義と国家安全法制を考える

【積極的平和主義】

戦争を放棄し、戦力や武力を使用しないで、政治力・経済力・社会力・文化力で持って、世界の人々の信頼を勝ち取り、世界中の人々を恐怖と欠乏から解放して、共に豊かに生存していく道を探るのが、日本国憲法の希求する積極的平和主義である(日本国憲法の本質・立憲主義の中核)

【憲法の本質への回帰のための選択肢】

第1案 政権交代・新内閣によって、従来の厳格な個別的自衛権に基づく安全法制へと回帰させる

→国民の選挙権行使による民主主義を信頼する。ただし現在の政府与党が継続する場合もある

第2案 新法制のまま国家安全保障制度が続くなら、国会のコントロールを強化させる

→野党の政治力に期待するが、政治家の真摯な議論を国民の前に展開させる必要がある

→現実に、自衛隊が集団的自衛権に基づく行動を始める時には、国会承認での歯止めを求める

第3案 権力分立を背景にして、裁判所の違憲審査権を行使させる

→最高裁判所は政治問題の法理を使用すれば、裁判所を頼りにしてはならない

第4案 民衆の活動を強化して、新たな世論の育成を図っていく

→有識者・民間リーダーは、継続的な啓蒙活動を続ける

→マスコミだけを信用してはならないが、マスコミの良識的活動に期待する

第5案 若者には、事実に基づき、近現代史における国際関係を学習してもらう

* 国家の決断は、常に国民全体の決断となり、賛成・反対・無関心・無関係な国籍を有するすべての国民に重くのしかかってくる。この現実的拘束から、現在の我々は逃れることができない。もし、多くの国民が新安保法制を是としても、反対者・無関心者・無関係者の意見を無視しない文化環境を作っておかなければ、敵味方の理論で、「非国民」という嫌な言葉を生み出してしまう危険がある

積極的平和主義と国家安全法制を考える

【今後の注意点】

- ① 政府・与党のとり責任は、議員辞職で完結するが、他の多くの国民は、現実に惹起する多くの困苦に耐えて責任をとることになる
 - ➡国家としては、冷静な対応が必要であり、国民は、事実に基づいて政府の提案を判断することが大切である

- ② 権力者の言動に、アジテーション(煽動)、プロパガンダ(宣伝)、メタファー(比喩)、デマゴギー(虚偽情報)が混入されるときは、絶対的に注意をすべきである
 - ➡マスメディアだけでなく、SNSなどを利用して、多くの情報を収集して、現場や事実を常に意識する必要がある
 - ➡国民同士の冷静な議論が必要不可欠である

- ③ 第二次世界大戦・太平洋戦争の敗戦の経験を歴史的史実として真摯に学習する
 - ➡社会の職業構成、立場構成、経済状況が世論に反映するので、国内状況をすべての国民にとって住み易い幸福な状況にしなければならない
 - ➡自国の利益を維持拡張するために、他国との協調を軽視し自国の強大さを強調する道を選ぶこととよりも、人権を広く認める政策の方が、長い目で見れば世界平和を構築する礎になる

拙い講演となってしまいましたが、最後までご静聴いただきまして、心より御礼申し上げます。

なお、法律にご興味をお持ちになられた方は、どうぞ、我らが駒澤大学法科大学院にご入学いただくか、講義のご聴講をお申し出いただければ、もっともっと有意義な議論ができるかと存じます。よろしくお願い致します。

どうもありがとうございました。

以上